国土調査法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文

\bigcirc	\circ	\circ
登記手数料令(昭和二十四年政令第百四十号)(抄)(第	国土調査法による不動産登記に関する政令(昭和三十二年政令第百三十号)	国土調査法施行令(昭和二十七年政令第五十九号)(抄)
(第三条関係)・・・・・・・	午政令第百三	(第 一
•	十号)(抄	条関係)・・・
•	(抄) (第二条	
•	二条関	•
•	係 ·	•
•	•	•
•	•	•
•		
•	•	•
•	•	•
•	•	•
• • 9	· · · 7	: : : : : : : : : : : : : : : : : : : :

$\overline{}$
傍
線
0)
部
分
は
改
正
部
分

地番区域の名称	本測量三角点、基本測量水準点及び基準点の位置 基郭線及ひその数値 図	この名称又は記号	縮尺 編	番号	名称 名称	地籍基本調査図 イ 地籍基本	には、それぞれ次に掲げる事項を表示するものとする。	基本調査図」という。)又は簿冊(以下「地籍基本調査簿」という 基本調査	するために行う土地及び水面の測量の結果を示す地図(以下「地籍」 するために行	法第二条第二項に規定する地図及び簿冊のうち地籍調査の基礎と 四 法第二条第	三 (略) 二・三 (\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	の結果としては面積のみを記録する簿冊については、この限りで を記録する簿	定をしない地図並びに測量の結果以外の事項を記録する簿冊及び測 の結果以外の	又はこれらを併用して、表示するものとする。ただし、量的測し、表示するも	角座標値(以下「座標値」という。)若しくは平均海面からの高さ という。	掲げる平面直角座標系(以下「座標系」という。)による平面直 以下「座標系	する地図及び簿冊に示す地点の位置は、地理学的経緯度、別表第一 点の位置は、	法第二条第二項から第五項まで及び第二十一条の二第一項に規定 一 法第二条第	び簿冊の様式は、次に定めるところによらなければならない。	法第二条第六項及び第二十一条の二第二項の規定による地図及 第二条 法第二条	図及び簿冊の様式) (地図及び	改 正 案
番区域の名称図との関係	本測量三角点、基本測量水準点及び基準点の位置 本測量三角点、基本測量水準点及び基準点の位置 郭線及びその数値	系の名称マ	尺	号	树	基本調査図	それぞれ次に掲げる事項を表示するものとする。	査図」という。)又は簿冊(以下「地籍基本調査簿」という	に行う土地及び水面の測量の結果を示す地図(以下「地籍	条第二項に規定する地図及び簿冊のうち地籍調査の基礎と	略)		る簿冊については、この限りでない。	外の事項を記録する簿冊及び測量の結果としては面積のみ	るものとする。ただし、量的測定をしない地図並びに測量	若しくは平均海面からの高さで、又はこれらを併用して	標系」という。)による平面直角座標値(以下「座標値」	は、地理学的経緯度、別表第一に掲げる平面直角座標系(条第二項から第五項までに規定する地図及び簿冊に示す地	よらなければならない。 	一条第六項の規定による地図及び簿冊の様式は、次に定め	簿冊の様式)	現行

及び番号 地籍基本三角点、地籍基本多角点及び地籍基本細部点の位置

定めるもの 土地の境界の測量の基礎となるものとして国土交通省令で 植生、 地盤の変動その他の事項であつて

六年法律第百二

十三号)

第十四条第

項の地図又は同条第四

市街地にあつては、

街区の形状並びに不動産登記法

(平成十

形状を構成する点

項の地図に準ずる図面に表示された土地の区画又は位置及び

(以下このイにおいて

「登記所備付け地図

) の う

及び番号

地籍基本三角点、地籍基本多角点及び地籍基本細部点の位置

(削る)

五~八 (略)

という。)の縮尺は、 法第二十一条の二第一項に規定する地図 法第二条第五項に規定する地図

(以下「地籍図」という。)

及び 、次のとおりとする。 以下 「街区境界調査図」

ものとする。 地籍図及び街区境界調査図の図郭は、 座標系に基づいて区画する

(略)

街区境界調査図及び法第二十 一条の二第一 項に規定する簿冊

るものとする。 以下「街区境界調査簿」 という。 には、 次に掲げる事項を表示す

街区境界調査図

番 号 称

縮尺

座標系の名称又は記号

[郭線及びその数値

基本測量三角点、 基本測量水準点及び基準点の位置

> 口 構成するものの現地における位置

ち当該街区の形状に係るものの現地における位置 等に表示された土地の区画等を構成する点」という。

市街地以外の地域にあつては、

登記所備付け地図等に表示さ

れた土地の区画等を構成する点のうち三筆以上の土地の境を

九 法第二条第五項に規定する地図五〜八 (略) 尺は、次のとおりとする。 (以下「地籍図」という。 の

略

+ 地籍図の図郭は、 座標系に基づいて区画するものとする。

<u>+</u> 略

(新設)

土地利用及び工作物の現況

隣図との関係

地番区域の名称

(以下この号において「街区内土地」という。) と同項に規法第二十一条の二第一項に規定する一筆又は二筆以上の土地

区内土地の地番での境界線である街区外土地との境界線

口 街区境界調査簿

名称||名称||街区内土地の所在及び地番並びに所有者の住所及び氏名又は

関係の街区境界調査図の番号

第二項の規定による地図及び簿冊の様式は、国土交通省令で定める。2 前項に定めるものを除くほか、法第二条第六項及び第二十一条の二

(経費の負担)

る基準によつて算定したものとする。、調査地域の面積、調査作業の難易等を考慮して国土交通大臣が定めが負担する地籍調査に要する経費は、次に掲げる作業に要する費用で第十四条 法第九条の二第一項又は第二項の規定により都道府県又は国

一~八 (略)

九 街区境界調査図及び街区境界調査簿の作成

(誤差の限度)

別表第二から別表第四までのとおりとする。いて読み替えて準用する場合を含む。)の規定による誤差の限度は、る場合を含む。)及び第十九条第二項(法第二十一条の二第六項にお第十五条 法第十七条第二項(法第二十一条の二第四項において準用す

(国土調査の成果の認証)

第十六条 法第十九条第一項の規定による認証の請求は、

び簿冊の様式は、国土交通省令で定める。 前項に定めるものを除くほか、法第二条第六項の規定による地図及

2

(経費の負担)

る基準によつて算定したものとする。
、調査地域の面積、調査作業の難易等を考慮して国土交通大臣が定めが負担する地籍調査に要する経費は、次に掲げる作業に要する費用で第十四条 法第九条の二第一項又は第二項の規定により都道府県又は国

一~八 (略)

(新設)

(誤差の限度)

度は、別表第二から別表第四までのとおりとする。第十五条 法第十七条第二項又は第十九条第二項の規定による誤差の限

(成果の認証)

次に掲げる事

第十六条 法第十九条第一項の規定による認証の請求は、次に掲げる事

項を記載した認証請求書を提出してしなければならない。

の成果」という。)の名称 法第十八条の規定により送付した地図及び簿冊 (以下 「国土調-査

2 、この限りでない。 付した場合における当該国土調査の成果に係る認証請求書については つて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を送 条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当 ればならない。ただし、法第十八条の規定により情報通信技術を活用 人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であ 該国土調査の成果に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他 した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六 前項の認証請求書には、当該国土調査の成果の写し二部を添えなけ 2

国 等の承認 土調査の成果の認証の場合における国土交通大臣又は国土交通大

臣

第十七条 項を記載した承認申請書を提出してしなければならない。 法第十九条第三項の規定による承認の申請は、次に掲げる事

国土調 査の成果の名称

当該国土調査の成果に存する測量又は調査上の誤差の程度

2 らない。 とを証する書類又は当該国土調査の成果の写し一部を添えなければな 査について誤り若しくは第十五条に規定する限度以上の誤差がないこ 前項の承認申請書には、当該国土調査の成果に係る測量若しくは調

土調査の成果等を認証した旨の公告

事業所管大臣にあつては官報により、 えて準用する場合を含む。 法第十九条第四項(法第二十一条の二第六項において読み替)の規定による公告は、 都道府県知事にあつてはその通 国土交通大臣又は

項を記載した認証請求書を提出してしなければならない。

いう。)の名称 法第十八条の規定により送付した地図及び簿冊 (以 下 と

該成果に係る認証請求書については、この限りでない。 る情報処理の用に供されるものをいう。)を送付した場合における当 識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機によ る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認 規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該成果に係 推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の い。ただし、法第十八条の規定により情報通信技術を活用した行政 前項の認証請求書には、当該成果の写し二部を添えなけ ればなら

成果の認証の場合における国土交通大臣又は国土交通大臣等の 承認

第十七条 項を記載した承認申請書を提出してしなければならない。 法第十九条第三項の規定による承認の申請は、 次に掲げる事

成果の名称

当該成果に存する測量又は調査上の誤差の程

2 書類又は当該成果の写し一部を添えなければならない。 誤り若しくは第十五条に規定する限度以上の誤差がないことを証する 前項の承認申請書には、当該成果に係る測量若しくは調査につい

(成果を認証した旨の公告

第十八条 用いる公示の方法により、 業所管大臣にあつては官報により、都道府県知事にあつてはその通常 法第十九条第四項の規定による公告は、 しなければならない。 国土交通大臣又は 別表第一~別表第四 3 2 第十九条 第二十条 第二十一条 常用いる公示の方法により、 のとする。 用する法第十九条第三項の規定による承認の申請について準用する。 の場合において、 掲げる事項を記載した認証請求書を提出してしなければならない。 体又は土地改良区等」と、 るのは「法第二十一条の二第一項の調査及び測量を行つた地方公共団 この場合において、 (国土調 「国土調査の成果」とあるのは「街区境界調査成果」と読み替えるも (街区境界調査成果の認証及び承認) (国土調査の成果の認証に準ずる指定をした旨の公告) 第十七条の規定は、 境界調査成果」と読み替えるものとする。 り送付した地図及び簿冊 第十六条第二項の規定は、 は土地改良区等の名称 という。 法第二十一条の二第一項の調査及び測量を行つた地方公共団体又 法第二十一条の二第四項において準用する法第十八条の規定によ 附 査の成果の認証に準ずる指定 則 (略) 略 法第二十一条の二第五項の規定による認証の請求は、次に の名称 略 同条第二項中 第十七条第一項第一号中 (略) 法第二十一条の二第六項において読み替えて準 同項第二号及び第三号並びに同条第二項中 (以下この条において しなければならない。 前項の認証請求書に 「国土調査の成果」とあるのは、 「調査を行つた者」とあ ついて準用する。 「街区境界調査成果 街 別表第一~別表第四 第二十一条 第二十条 第十九条 五のとおりとする。 (成果の認証に準ずる指定) (身分を示す証明書) (成果の認証に準ずる指定をした旨の公告) 附 則 (略) (略) 法第二十四条第三項の規定による証明書の様式は 略 (略) 別表第

(略) 別表第五 証明書の様式(第二十一条関係)

 \bigcirc 国土調査法による不動産登記に関する政令(昭和三十二年政令第百三十号)(抄)(第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

(新設)	称又は住所についての変更の登記又は更正の登記をしなければならな第二条 登記官は、国土調査法第二十一条の二第七項の規定により街区境界調査成果の写しの送付を受けた場合において「街区境界調査簿の写しに基がいて、職権で、当該表題部所有者又は名称又は住所が当該街区境界調査がいて、職権で、当該表題部所有者又は名称又は住所が当該街区境界調査(街区境界調査成果に基づく登記)
2 (略) ついての変更の登記又は更正の登記と一致しないとき 当該登記名義人の氏名若しくは名称又は住所に	2 (略) 住所についての変更の登記又は更正の登記 の記載と一致しないとき 当該登記名義人の氏名若しくは名称又は
権の登記名義人の氏名若しくは名称又は項に関する変更の登記又は更正の登記の表題部の登記事項が地籍簿の記載と一表題登記	Table Ta
れるときは、当該事項については、この限りでない。	(国土調査の成果に基づく登記) 「国土調査の成果に基づく登記) 「国土調査の成果のうち簿冊の写し、以下この項において「地籍簿が写し」という。」に基づいて、職権で、当該各号に定める登記をした。 「成果の写しの送付を受けた場合において、次の各号に掲げるときは、 がて、地籍調査の成果のうち簿冊の写し、以下この項において「地籍簿で、 「国土調査の成果に基づく登記)
現	改正案

ただし、 街区境界調査簿の写しに記載されている事項につい

同条第 たと認められるときは、 一項の規定による所有者及び地番の調査の実施後に変更があっ 当該事項については、 この限りでない。

2 した旨を記録しなければならない。 登記官は、 前項の登記をしたときは、 街区境界調査成果により登記

第三条 略

(不動産登記法等の適用)

第四条 による。 及び不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号)の定めるところ に関し必要な事項は、不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号) 十一条の二第八項又は第三十二条の二第一項の規定による登記の手続 前三条に定めるもののほか、国土調査法第二十条第二項、 第二

第二条

(略)

(不動産登記法等の適用)

第三条 動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)及び不動産登記令(平成 三十二条の二第一項の規定による登記の手続に関し必要な事項は、不三条(前二条に定めるもののほか、国土調査法第二十条第二項又は第 十六年政令第三百七十九号)の定めるところによる。

 \bigcirc

第

改

正

案

現

行

登記令 情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法 第二十四号) る登記の嘱託又は申請及び後見登記等に関する政令 項概要証明書又は概要記録事項証明書の交付の請求、 る民法の特例等に関する法律 による登記情報の提供の請求、 よる登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号) る事項の全部又は一部を証明した書面の交付の請求、 律 法令において準用する場合を含む。)の規定による登記の申請、 による筆界特定の申請、 関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第三十六条第一項の規定 年法律第百二十二号)第七十三条第一項又は大規模災害からの復興に 記法第百三十一条第一項、 記法第十二条の二第一項各号に掲げる事項の証明等の請求、 しの交付又は筆界特定手続記録の閲覧、印鑑の証明書の交付、 その附属書類の閲覧、登記識別情報に関する証明、 登記簿を含む。 明書を含む。 第百二十五号)その他の法令による登記事項証明書 載した書面 条 (昭和六十年法律第三十三号) による登記ファイルに記録されてい 成十六年政令第三百七十九号)、 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)によ 不 (平成十年政令第二百九十六号) による登記申請書等の閲覧の 動 産登記法 による登記申請書等の閲覧の請求に関する手数料につい 以下同じ。)、登記記録に記録されている事項の概要を (以下「登記事項要約書」という。) 又は登記簿 以下同じ。)の謄本若しくは抄本の交付、 (平成十六年法律第百二十三号)、 商業登記法第四十九条第一項(同法その他の 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三 (平成十年法律第百四号) 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関す 商業登記法 (昭和三十八年 筆界特定書等の写 (平成十二年政令 (閉鎖登記事項証 動産・債権譲渡 電気通信回線に による登記事 不動産登記 登記簿又は 不動産登 商業登 (閉鎖 電子 -法律

る手数料については、この政令の定めるところによる。

第八条 不動産登記法第百三十一条第一項若しくは第二項、東日本大震第八条 不動産登記法第百三十一条第一項表出しては第二項、東日本大震第八条 不動産登記法第百三十一条第一項表別しては第二項、東日本大震第八条 不動産登記法第百三十一条第一項表別しては第二項、東日本大震

2 5 (略)

3 (略

ては、この政令の定めるところによる。

第八条 不動産登記法第百三十一条第一項、東日本大震災復興特別区域第八条 不動産登記法第百三十一条第一項、東日本大震災復興特別区域

(略)

2~5 (略)